

## 契約前書面（4号警備業務）

### 契約の概要について記載した書面

（警備業法第19条、施行規則第33条第4号）

本書面は、警備業法第19条第1項に基づく書面です。ご契約に当たり、本書面をよく読まれたうえで、ご契約ください。

愛媛県松山市高井町1347番地1

株式会社 北四国警備保障

代表取締役 高岡 進

TEL (089) 970-8110 FAX (089) 970-8108

項目	内容
1 警備業務を行う期間	別紙お見積書及びお客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
2 警備業務を行う日及び時間帯	別紙警備計画書及びお客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
3 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所	お客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
4 警備員の人数及び担当業務	お客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
5 警備員が有する知識及び技能	法令で定められている警備業務の知識及び技能についての教育を修了した者
6 警備員が用いる服装	公安委員会届出の弊社所定の制服、状況により私服
7 使用する機器又は各種資機材	警笛・携帯電話・警戒棒等
8 対象者に危害発生のおそれがあり、又は発生したときの措置	警備業務対象者の身の安全を第一とし、対象者を安全な場所へ避難させる等の措置を講じ、必要に応じて警察機関等へ即報する。
9 報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	基本、所定の通信方法により、必要の都度、依頼者へ報告を実施する。 依頼者へ報告については、本契約を締結する前日までに決定する。
10 警備料金・その他の費用	別紙お見積書及びお客様と協議の上、本契約を締結する前日までに決定する。
11 支払の時期及び方法	警備業務実施期間満了後30日以内に弊社指定の金融機関へ振り込み支払い。 (振込手数料は弊社負担)
12 警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託はせず、すべての警備業務を弊社にて実施する。
13 免責に関する事項	(1) 天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 (2) 対象者の私邸内における被害 (2) 弊社から改善要請を行なったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
14 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、警備業賠償責任保険に基づき、対人10億円、対物10億円を限度として賠償する。但し、1事故につき総額10億円までとする。
15 契約の更新に関する事項	その都度協議して決定する。
16 契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17 契約の解除に関する事項	天災地変、その他弊社が警備業務を継続できない状況に至ったとき。 貴社の従業員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。天災地変、その他弊社が警備業務を継続できない状況に至ったとき。 警備料金が3か月以上支払われなかったとき。
18 警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社 専務取締役 長野宣久 TEL (089) 970-8110
19 特約事項	依頼者の行動予定に関する秘密の保持

警備業法に定める書面の交付に代わる事項を掲載しておりますので、提出書類の一部をホームページの公開をもって提出に代えさせていただきます。上記に基づく警備契約の締結が完了致しましたら、契約後書面を交付いたします。恐れ入りますが、契約に必要な書類一式の受領印をお願いします。